

# 看取り介護の指針

医療法人社団董会

介護老人保健施設野洲すみれ苑

介護老人保健施設 野洲すみれ苑  
看 取 り 介 護 の 指 針

### 1. 当施設における看取りの考え方

- ・入所者の介護は、入所された方々の人間の尊厳が守られ、当たり前の生活、自立した生活が過ごせるようサービスを提供するとともに、入所者またはご家族の意志・意向を尊重しながら入所者とご家族及び施設の三者が共同し、生きてきて良かったといえる人生を過ごして頂けるよう生活を支援することを基本とします。
- ・人間の定めでもある、来るべき死を迎えるにあたっては、当該入所者にとって天寿を全うし、悔いのない人生であったと思えるよう、また、ご家族にとっても納得のできる最期となるようにするために、入所時以降、入所者またはご家族の意志・意向が確認できるよう話し合います。
- ・入所者またはご家族の意志・意向が、当該施設での看取りを希望することが確認された場合は、最期まで施設での看取り介護を行います。

### 2. 終末期にたどる経過(時期、プロセス毎)とそれに応じた介護の考え方

- ・医師が、病状の進行や老化による衰弱等の状態となっても改善が可能又は回復すると診断・判断した時は、医療機関等への入院及び必要な処置を原則とします。
- ・医師が、病状の進行や老化による衰弱により改善が困難又は回復が不可能と診断・判断した時、看取り介護の開始時期とします。
- ・看取り開始以降は、環境に配慮すると共に、症状の推移等に沿った看取り介護計画を作成し、入所者またはご家族の同意を得ながら看取り介護を実施します。なお、看取り介護の終了は、ご家族のグリーフケア(心理的支援)までとします。
- ・施設における看取り介護実施中にあっても、入所者またはご家族の意志・意向等により医療機関への入院等を希望される場合は、その意向に沿って対応します。

### 3. 嘱託医等や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応含む)

- ・入所者またはご家族が、施設における医療及び看護体制に不安が生じないよう医師、看護職員、介護職員等が日常の連絡体制を緊密に行う等連携を強めるものとします。
- ・施設外の医療機関への対応等に当たっては、入所者またはご家族の意向を尊重しながら、医師からの医療機関への対応や医師の指示を受けての看護職員の対応等、必要事項の紹介や連絡等を行います。
- ・夜間における緊急時の対応は、看護師、介護職員が緊急対応を行います。

### 4. 施設において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

- ・看取り介護を行っている間における医療行為は、施設内で実施しうる最小限の範囲とし、疼痛の緩和や安楽な体制維持を図るための内容とします。具体的には、入所者またはご家族と医師

等との話し合いの中で明確にします。

- ・看取り介護実施に当たっては、家族に代わって医療的ケアを医師または看護職員の指示のもとに介護職員が実施することになりますが、具体的内容は入所者またはご家族の意思・意向に沿って相談し、必要な対応を行います。

## 5. 入所者等への情報提供

- ・施設における看取り介護の実施に至る過程では、医師の管理下に、症状や状態の変化を早期に、的確に発見できるよう努めるとともに、その状況、状態に応じ入所者またはご家族の意思・意向に沿った介護ができるよう随時説明や相談を行います。
- ・死後の対応として葬儀等についても相談に応じます。
- ・病状の発生や変化により医療機関等への対応が必要になった場合にあっても、必要な説明と相談を行います。

## 6. 入所者等への意思確認の方法

- ・入所以降の対応の中で、急変時や看取り期への対応に備え入所者またはご家族の意思・意向を確認するため「終末期に対する同意書」により行います。  
入所者またはご家族の意思・意向で『当該入所者の最期を施設で迎えさせたい』との内容が確認された場合は、別紙の「終末期に対する同意書」による確認を行います。  
なお、入所者またはご家族は、「終末期に対する同意書」を提出以降においても、いつでも内容の変更を申し出ることができます。

## 7. その他看取り介護を受ける入所者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応方法

- ・看取り介護の対応に当たっては、管理者を先頭に関係する医師及び看護職員をはじめとする関係職員が連携し、共同してその目的が達成できるよう努めるものとします。
- ・管理者、医師及び関係職員の役割を明確にし、その責任体制を明確にすると共に、協力・共同し看取り介護を行います。具体的内容については、看取り介護が実施される段階で説明します。なお、各責任者は次の通りです。

管理者  
医師  
看護責任者  
介護職員  
支援相談員  
介護支援専門員  
管理栄養士  
その他管理者が必要と認める者

看取り介護の実施にあたっては、医師等からの説明、入所者、ご家族からの意向確認と同意書、看取りケア計画の作成と計画に基づく介護の実施、必要な検証等を基本に対応します。

# 終末期に対する同意書

介護老人保健施設 野洲すみれ苑  
施設長 松尾 凡平 殿

終末期の生活について説明を受け、当施設での医療・介護の方針を理解しました。  
今後、終末期（医師の診断に基づいて、心身機能の障害や衰弱が著明で明らかに回復不能であり、近い将来、確実に死に至る事が差し迫っている状態）となった場合、現時点においては以下のように希望します。

なお、私の希望に変更が生じた場合や、上記以外の項目の希望については、随時申し出ることとします。

## ◆終末期を迎える場所

- 自宅       病院       その他（                      ）

## ◆心肺機能が低下した時の心臓マッサージなどの心肺蘇生について

- 望みません

## ◆延命のための人工呼吸について

- 望みません

## ◆口から食事を食べる、食事を飲み込む事ができなくなった時のチューブによる流動食の栄養補給について

- 望みません

## ◆ターミナルケア加算について説明を受けました。

- はい

\*施設内で急変し病院搬送後に病院で死亡確認された場合、死亡原因にかかわらず警察の事情聴取と施設での現場検証が行われます。

日付：      年      月      日

ご利用者様お名前

ご家族様氏名：

印

（本人との関係・続柄：

）

同席施設職員（医師）：

印

（看護）：

印

（介護支援専門員）：

印

（介護）：

印

（支援相談員）：

印



## 看取り介護の具体的な実施内容

### 一 看取り介護実施内容項目

#### 1 環境の配慮

- ① 家族等が、付き添いができるスペースの確保
- ② その人らしい、落ち着きがある環境づくり
- ③ 入所者及びご家族が希望する音楽等を流す
- ④ その他

#### 2 看取り介護の実施の流れ

- ① 医師等による診断・判断とご家族への説明
- ② 終末期に対する同意書による確認
- ③ 看取り介護計画の作成及び変更
- ④ 看取り介護実施のための多職種共同のチーム確立
- ⑤ 看取り介護の実施と経過観察の記録
- ⑥ 介護カンファレンスの開催と記録
- ⑦ 臨終時の対応と記録
- ⑧ 死後の処置（エンゼルケア）
- ⑨ お見送り又は遺体安置（施設で葬儀の場合）
- ⑩ 看取り介護終了後のカンファレンスと記録
- ⑪ グリーフケアの開催と記録

#### 3 夜間等における緊急時における連絡網と体制

- ① 緊急時の職員等への連絡網体制
- ② 緊急時駆けつけ
- ③ 家族等への連絡体制
- ④ 症状や嘱託医等の判断及び家族の意向による救急車対応等

### 二 職種ごとの役割

#### 1 管理者

- ① 看取り介護の実施に関連する業務の実施状況を把握及び管理を一元的に行う。
- ① 看取り介護指針、終末期に対する同意書、看取り介護の具体的実施内容にもとづき、実施できるよう職員に対し必要な指揮命令を行う。

#### 2 医師

- ① 看取り介護期の診断・判断
- ② 家族への説明（インフォームドコンセント）
- ③ 緊急時、夜間帯の対応と指示
- ④ 病院等との連絡・調整
- ⑤ カンファレンス等への参加

⑥ 死亡確認

### 3 支援相談員、介護支援専門員

- ① 継続的な家族支援(連絡、相談、調整)
- ② 看取り介護の実施のための他職種共同のチームケアの確立
- ③ 定期的なカンファレンスの開催と家族への説明と同意
- ④ 緊急時および夜間帯における緊急マニュアルの作成と周知徹底
- ⑤ 死後のケアとしての家族支援と身辺整理

### 4 看護職員

- ① 医師または協力病院との連携
- ② 看取り介護に関わる全職員への死生観教育
- ③ 看取り期に生じる処置への対応
- ④ 疼痛緩和
- ⑤ 緊急時対応マニュアル(連絡体制を含む)
- ⑥ 定期的なカンファレンスへの参加
- ⑦ 死後の処置(エンゼルケア)

### 5 管理栄養士

- ① 入所者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ② 食事・水分摂取量の把握
- ③ 定期的なカンファレンスへの参加
- ④ 必要に応じて家族への食事提供

### 6 介護職員

- ① きめ細かな食事、排泄、清潔保持等の提供
- ② 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- ③ コミュニケーションの充実
- ④ 看取り介護の状態観察、食事・水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェックと詳細な経過記録
- ⑤ 孤立化を避けることや生死の確認のための頻回な訪室

## 三 看取り介護の実施内容

### 1 栄養と水分

看取り介護にあたっては、多職種と共同し、入所者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うとともに、入所者の身体状況に応じた食事の提供、好みに応じた食事の提供等に努める。

### 2 清潔の保持

入所者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防に努める。

### 3 苦痛の緩和

〈 身体面 〉

- ① 入所者の身体的状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行う。
- ② 特に、褥瘡の予防に心がけ適切な介護に努めるものとし、発生した場合も早期に改善できる工夫を行う。

#### 〈 精神面 〉

- ① 身体機能が衰弱し、精神的苦痛が伴う場合、手を握る、身体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心されるよう声かけによるコミュニケーションの対応に努める。
- ② 好きな音楽等を入所者やご家族の希望に沿い対応する等、環境面の工夫を行う。

#### 4 家族

- ① 変化していく身体状況や介護内容については、随時嘱託医等からの説明を行い、家族の意向に沿った適切な対応を行う。
- ② 継続的な家族の精神的援助（現状の説明、相談、こまめな連絡等）あるいは本人、家族から求められた場合における宗教的なかわりと援助等を行い、カンファレンス毎に適時の状態説明を通じ家族の意向を確認する。

#### 5 死亡時の援助

- ① 医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族と看取り介護に関わった全職員でお別れするよう努める。
- ② 死後の援助として必要に応じ家族支援（葬儀場所や葬儀社との関係を含めた必要な連絡、調整、荷物の整理や慰留金引渡し等の相談等）を行う。
- ③ 施設からのお別れに際しては、参加可能な入所者及び施設職員によるお別れとなるよう努力する。

#### 6 死後のグリーフケアの実施

- ① 入所者と死別して悲嘆に暮れるご家族が、その悲しみから立ち直れるよう寄り添い支援を行う。
- ② そのために死後関係者で、如何に入所者に関わることができたかについて関係者でカンファレンスを開催し、意見交換を行う。
- ③ ご家族に対しては、電話などを通じ悲哀を分かち合うと同時に、施設の行事等にご案内するなどを行う。

#### 四 看取りに関する職員教育

職員教育を実施するにあたっては、介護老人保健施設における看取り介護の目的を明確にし、死生観と看取り介護の理解と技術の確立を図るものとする。

- ① 看取り介護の理念と理解
- ② 死生観教育 死へのアプローチ
- ③ 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
- ④ 夜間・急変時の対応

- ⑤ 看取り介護実施にあたってのチームケアの充実
- ⑥ 家族への援助方法
- ⑦ 看取り介護についての検討会

## 五 看取り時における緊急体制

### 1 緊急時の職員体制と連絡網

#### ① 職員体制

他フロア等の職員への応援要請、医師へ連絡・指示要請、支援相談員等への連絡と場合により駆けつけ、管理者への連絡と駆けつけ

#### ② 職員等の連絡網

別紙の通り

### 2 緊急時家族連絡体制

カルテ等

### 3 救急車・病院等施設外サービス利用時の体制

別紙の通り

## 六 医療機関や在宅へ搬送する場合

### 1 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を十分行い、家族の同意を得て、経過観察記録等必要な書類を提示する。

### 2 入所者、家族への支援

入所者や家族の状況を把握するとともに、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を確実に行う。

死後の援助として必要に応じ家族支援（葬儀場所や葬儀社との関係を含めた必要な連絡、調整、荷物の整理や慰留金引渡し等の相談等）を行う。